
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **資本の特徴を有する金融商品：表示における OCI の利用**

本資料の目的

1. IASB は、資本の特徴を有する金融商品 (Financial Instruments with Characteristics of Equity; FICE) に関するリサーチ・プロジェクト (以下「FICE プロジェクト」という。) のアウトリーチを開始するにあたり、2016年12月に開催される ASAF 会議において、ASAF メンバーに助言を求める予定である。
2. 本資料は、FICE プロジェクトにおけるその他の包括利益 (以下「OCI」という。) の利用と ASBJ 事務局による気付事項についてまとめたものであり、2016年12月に開催される ASAF 会議への対応の一環として、本日の委員会において、ご質問やご意見をいただくことを目的として作成している。

FICE プロジェクトの目的と現在の進捗

3. FICE プロジェクトでは、次の事項についての改善の可能性を調査している。
 - (1) IAS 第 32 号「金融商品：表示」における負債と資本の区分¹
 - (2) 資本の特徴を有する金融商品に係る表示及び開示の要求事項
4. 現在、FICE プロジェクトは分析段階にあり、将来公表予定のディスカッション・ペーパー (DP) に向けて議論を進めている状況である。2016年10月20日現在の IASB の作業計画表では、DP の公表は「6 か月後以降」とされている。

負債と資本の区分に関する 3 つのアプローチ

5. FICE プロジェクトは、企業に対する請求権 (claim) を負債と資本に区分する方法を開発することを目的の 1 つとしている。IASB は、利用者が行う評価と、将来キャッシュ・フローの見積りに影響を及ぼす可能性のある請求権の特徴の観点から、負債と資本の区分方法として次の 3 つのアプローチを提案している。

¹ IASB は、FICE プロジェクトの結果によっては、概念フレームワークの負債と資本の定義を修正する可能性もあるとしている。

	アルファ	ベータ	ガンマ
概要	<ul style="list-style-type: none"> 請求権の決済が必要となる時期に焦点を当てたアプローチ 	<ul style="list-style-type: none"> 請求権の決済に必要な金額と企業の残余金額の関係に焦点を当てたアプローチ 	<ul style="list-style-type: none"> 請求権の決済が必要となる時期と決済に必要な金額の双方に焦点を当てたアプローチ
利用者が行う評価	<p><u>財政状態</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 請求権の期限到来時に、企業は義務を果たすために必要な経済的資源を保有しているか。 	<p><u>財政状態</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ある時点で請求権をすべて決済すると仮定した場合に、企業は義務を満たすために必要な経済的資源を保有しているか。 <p><u>財務業績</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 請求権に対して約束したリターンを満たすために、企業は保有する経済的資源から十分なリターンを生み出しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> アルファとベータの両方
評価に必要な請求権の特徴	<p><u>主たる特徴</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 経済的資源の流出の時期 <p><u>従たる特徴</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 経済的資源の種類 	<p><u>主たる特徴</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 請求権の金額 <p><u>従たる特徴</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 清算時の請求権の優先順位 	<ul style="list-style-type: none"> アルファとベータの両方
負債の定義	<ul style="list-style-type: none"> 清算前で経済的資源を移転する義務 	<ul style="list-style-type: none"> 残余金額と独立した金額で決済される義務 	<ul style="list-style-type: none"> アルファの定義の負債又は ベータの定義の負債
資本の定義	<ul style="list-style-type: none"> 清算時にのみ経済的資源を移転する義務 	<ul style="list-style-type: none"> 残余金額に依存した金額で決済される義務 	<ul style="list-style-type: none"> アルファの定義の資本及び ベータの定義の資本

6. IASB は、各アプローチにおける負債と資本の分類結果を分析するため、次のような金融商品を用いて比較をしている。(オレンジの下線はアルファアプローチの分類に影響のある特徴、紺色の波線はベータアプローチの分類に影響のある特徴。)

(1) 普通株式：

他の請求権に対して経済的資源を配分した後に残った経済的資源に対する請求権である。清算前に経済的資源を移転する義務がない。

(2) 普通社債：

特定の金額（例えば、固定金額プラス固定利率の金利など）の経済的資源に対する請求権である。他の請求権より支払順位が高く、清算前に現金決済する義務がある。

(3) 随時、公正価値で償還される株式²（公正価値で償還される株式）：

普通株式と同等の特徴を有するが、随時、保有者の要求に応じ、その時点の自己の普通株式の公正価値と同額の現金で決済する義務がある請求権。

(4) 償還期限に株式で決済される社債（株式決済型社債）：

普通社債と同等の特徴を有するが、償還期限に償還金額と同じ価値となる可変数の自己の普通株式により決済する義務がある請求権。自己の普通株式により決済されるため、経済的資源の移転は生じない。

7. 前項の金融商品について、第5項で示した3つのアプローチ、IAS 第32号及び2015年5月にIASBが公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念FW(ED)」という。）に基づき分類した結果は付録Aに記載のとおりであり、特に3つのアプローチについてまとめると図表1のようになる。

図表1：3つのアプローチに基づく各金融商品の分類

		金額（ベータの特徴）		
		残余金額と独立	残余金額に依存	
(現金等の) 経済的資源の 流出時期 (アルファの 特徴)	清算前	普通社債	公正価値で償還される株式	アルファの 負債
	清算時	株式決済型社債	普通株式	
		ガンマの 負債		ガンマの 資本
		ベータの 負債		

² IAS 第32号の第16A項及び第16B項に規定されるプッタブル金融商品の例外（本来は金融負債に分類される金融商品について、一定条件を満たした場合に例外的に資本性金融商品に分類される）を満たさない場合。

8. 現在、FICE プロジェクトでは、第5項で示した3つのアプローチのうち、ガンマアプローチ（アルファアプローチとベータアプローチを組み合わせたものであり、IAS 第32号による分類結果と類似する分類結果を生むアプローチ）に焦点を当てて議論が進められている。

区分表示の要求事項

9. IASBは、負債と資本の区分だけでは把握されない追加的な特徴に関する情報があることを踏まえ、負債における追加的な区分について、次の2つの観点で議論を行った。

- (1) 財務業績の評価のための包括利益計算書での表示
- (2) 財政状態の評価のための財政状態計算書での表示

(財務業績の評価のための包括利益計算書での表示)

10. ガンマアプローチで負債に分類される請求権から生じる収益及び費用について、残余金額に依存するか否かの観点（ベータアプローチが採用する観点）から、追加的に区分すると、次の2つの種類があることになる。

- (1) 前もって約束されたリターンから生じる帳簿価額の変動によるもの（例えば、普通社債や株式決済型社債に関する利息増加分など）

IASBでは、負債に分類される請求権をどのように測定するかについて、これまで議論を行っていない³ものの、仮に、普通社債等に償却原価測定が適用される場合には、実効金利法に基づいて費用が認識されるほか、認識の中止時の帳簿価額との差額により収益又は費用が認識される。

- (2) 残余リターンに依存する帳簿価額の変動によるもの（例えば、公正価値で償還される株式の変動など）

株式に公正価値測定が適用される場合、各期の測定の差額、及び、認識の中止時の帳簿価額との差額により収益又は費用が認識される。

これらを第7項で示した図表を用いて説明すると、図表2のようになる。

³ これは、対象が金融負債であることから、IFRS 第9号「金融商品」の適用を前提としているためと考えられる。IFRS 第9号では、金融負債を、償却原価で測定するもの、公正価値で測定するもの、その他に分類して、事後測定を規定している。一方で、資本に関しては、留保利益の配分等を通じて、普通株式以外の請求権の測定を更新することが議論されている。

図表 2：負債に分類された金融商品から生じる収益及び費用

		金額（ベータの特徴）	
		残余金額と独立	残余金額に依存
(現金等の) 経済的資源の 流出時期 (アルファの 特徴)	清算前	普通社債	公正価値で償還される株式 ガンマの負債
	清算時	株式決済型社債	普通株式 ガンマの 資本

(1) 前もって
約束されたリターンを
生じる負債

(2) 残余金額に
依存する
収益・費用を
生じる負債

11. IASB は、次の理由により、前項の(1)及び(2)のリターンを明確に区分表示することが、利用者による業績評価に有用であるとしている。

(1) 利用者が、企業が保有する経済的資源から生み出したリターンと、請求権に対して前もって約束されたリターンとを比較することができる。

(2) 利用者が、約束されたリターンを減額した後の余剰又は不足（残余リターン）を把握することができる。

12. 第 10 項の 2 つのリターンを包括利益計算書上で区分表示を行う方法として、IASB は、①純損益の中で区分表示を行う方法と、②OCI を利用する方法（第 10 項(1)のリターンを純損益に含めて表示し、第 10 項(2)のリターンを OCI に含めて表示する方法）を検討した。それぞれの方法の長所及び短所は、次のとおりである。

	①純損益の中で区分表示を行う方法	②OCI を利用する方法
長所	<ul style="list-style-type: none"> 負債の定義を満たす請求権から生じる収益及び費用は純損益に含まれるべきで、目的適合性を高める場合に限り純損益から除外できるという、概念 FW (ED) の考え方と整合的である。 	<ul style="list-style-type: none"> 2 つのリターンを明確に区分表示する。 残余金額に依存する収益及び費用は、自己の信用リスクの変動⁴と同様に表示され、「直観に反する」問題を緩和する。
短所	<ul style="list-style-type: none"> 2 つのリターンの区分表示が曖昧になる。 残余金額に依存する収益及び費用を純損益に表示すると、直観に反するようになる⁵。 	<ul style="list-style-type: none"> OCI を利用する項目が増加する。 請求権の帳簿価額の変動を純損益に含めることを避けるために、ストラクチャリングが行われる可能性がある。

⁴ IFRS 第 9 号第 5.7.7 項(a)を参照。

⁵ 企業の業績が良い場合、残余金額に依存する負債の公正価値が増加し、損失が認識される。業績が悪い場合には、残余金額に依存する負債の公正価値が減少し、利得が認識される。

13. IASB は、負債の追加的な区分について次のような見解を示している。

- (1) 残余金額に依存する負債（ベータアプローチの下では資本に分類される。）から生じる収益及び費用は、残余金額と独立の負債（ベータアプローチの下で負債に分類される。）から生じる収益及び費用と明確に区分するため、OCI に表示すべきである。
- (2) OCI に表示された収益及び費用は、将来においてもその性質が変化するものではないため、リサイクリングを行うべきではない。

(財政状態の評価のための財政状態計算書での表示)

14. IASB は、残余金額と独立の負債と残余金額に依存する負債を財政状態計算書で区分して表示することが有用であるとの見解を示している。

理解のための設例

15. 本資料の内容の理解に資するため、付録 B に IAS 第 32 号に基づく財務諸表と OCI を用いたガンマアプローチに基づく財務諸表を添付している。
16. ガンマアプローチに基づく財務諸表では、包括利益計算書において、収益及び費用が次のような意味を持つように区分表示されている。
 - (1) EBIT：企業が保有する経済的資源から生み出したリターン
 - (2) 利息費用：負債に分類される請求権に対して前もって約束されたリターン
 - (3) 当期純利益：残余リターン（＝EBIT－利息費用）
 - (4) OCI：残余金額に依存する負債から生じる収益及び費用
 - (5) 包括利益：資本に帰属する利益（＝当期純利益＋OCI）

ASBJ 事務局による気付事項

17. 上記に関する ASBJ 事務局の気付事項は、次のとおりである。

- (1) IASB は、ガンマアプローチによって負債に分類される金融商品から生じる収益及び費用のうち、残余金額に依存する負債（ベータアプローチの下で資本に分類される金融商品である。）から生じる収益及び費用については、OCI を利用して区分表示することが有用であるとしている。

純利益に含まれるものと OCIに含まれるものを峻別するためには理論的根拠が必要と考えるが、現状、概念フレームワークにおいて純損益が定義されておらず（概念フレームワークの改訂においても純損益を定義する予定はなく）、上記のような区分表示をするための理論的根拠が欠如している状況である。このため、提案されている区分表示を行うにあたっては、その前提として純利益の定義が必要と考える。

我々は、財政状態を表示する観点から選択される測定属性と財務業績を計算する観点から選択される測定属性が異なる場合に OCI を連結環として用いるべきであると考えており、提案と整合しない。

- (2) IASB は、EBIT から利息費用（及び税金費用）を控除した残余である当期純利益を残余リターンと呼んでいるが、そもそも EBIT は、当期純利益に利息費用（及び税金費用）を足し戻した代替的業績指標であるため、定義が循環してしまっている。

この点からも、本件について議論するための前提として、純損益の定義が必要と考える。

ディスカッション・ポイント

FICEプロジェクトにおける提案事項及びASBJ事務局による気付事項について、ご質問やご意見があればいただきたい。

専門委員会で聞かれた主な意見

18. 第 17 項に示した ASBJ 事務局の気付事項について、第 47 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた主な意見は次のとおりである。
- (1) 当該提案は利用者の評価に基づいて、アルファ、ベータ、ガンマという 3 つのアプローチを立案しているが、利用者が実際にこのような評価を行っているか不明であり、有用な情報の提供に寄与するかどうか明らかではないため、当該提案に基づく分類を行う必然性がないと考えられる。
 - (2) 利用者側の評価が、発行者側の負債と資本の分類に影響を与えることについて、強い違和感を覚える。

- (3) ガンマアプローチに基づく場合、公正価値で償還される株式は負債に分類されるが、当該処理は時価発行増資を行ったうえで、当該普通株式の取得者に対し、公正価値で償還する価値ゼロのオプションを付与しているだけに過ぎず、資本に分類することが考えられる。設例で示される純損益の歪みは、公正価値で償還される株式を負債に分類する現行の実務を与件としていることが原因であるという印象がある。

以 上

付録 A—提案されているアプローチ等に基づく金融商品の分類結果

19. 第 6 項に例示した金融商品について、第 5 項で示した 3 つのアプローチ、IAS 第 32 号及び概念 FW (ED) に基づき分類を行うと、次のような結果となる。

	アルファ	ベータ	ガンマ	IAS 第 32 号 ⁶	概念 FW(ED) ⁷
普通株式	資本 清算時にのみ経済的資源を移転する義務であるため。	資本 価値が残余金額に依存するため。	資本 アルファ及びベータで資本と判定されるため。	資本 現金又はその他の金融資産を引き渡す義務は清算時まで発生せず、かつ、自己の資本性金融商品を引き渡さないため。	資本 経済的資源を移転する現在の義務ではないため。
普通社債	負債 清算前の特定の時点で経済的資源を移転する義務であるため。	負債 残余金額と独立した特定の金額で決済されるため。	負債 アルファ又はベータで負債と判定されるため。	負債 現金を引き渡す契約上の義務であるため。	負債 経済的資源を移転する現在の義務であるため。
公正価値で償還される株式	負債 清算前でも随時保有者の要求に応じて決済する義務があるため。	資本 公正価値が企業の残余金額に依存するため。	負債 アルファで負債と判定されるため。	負債 保有者の要求に応じて決済する義務は、企業が回避することのできない無条件の義務であるため。	負債 保有者の要求に応じて決済する義務は、企業が経済的資源の移転を回避する実際上の能力を有しておらず、現在の義務とみなされるため。
株式決済型社債	資本 清算前に経済的資源を移転する義務はないため。(自己の普通株式に転換されるのみで、経済的資源の流出はない。)	負債 特定の金額と同じ価値となる可変数の自己の普通株式を引き渡すため。(残余金額と独立した特定の金額で決済されることになる。)	負債 ベータで負債と判定されるため。	負債 可変数の自己の資本性金融商品を引き渡す契約上の義務であるため。	資本 経済的資源を移転する現在の義務はないため。(自己の普通株式に転換されるのみで、経済的資源の流出はない。)

⁶ 非デリバティブ金融商品について、IAS 第 32 号では次のいずれかに該当する場合に金融負債に分類することとされている。(IAS 第 32 号第 16 項、第 19 項)

- (1) 現金又はその他の金融資産を引き渡す契約上の義務（無条件に回避できない義務を含む）
- (2) 可変数の自己の資本性金融商品を引き渡す契約上の義務

⁷ 概念 FW (ED) の負債及び資本（持分）の定義は次のとおり。(第 4.24 項、第 4.43 項)

- (1) 負債とは、企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務である。
- (2) 持分とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分である。

付録B—理解のための設例

20. IASB が検討中の OCI の利用方法について、次の設例により確認する。

前提条件			
<ul style="list-style-type: none"> • 次のような複数の異なる請求権がある。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 普通社債（利率：5%） ➢ 公正価値で償還される株式：1,000 株 ➢ 普通株式：10,000 株 • 株価の推移は次のとおり。 			
20X0 年	20X1 年	20X2 年	20X3 年
5.88	6.00	6.39	6.65

21. 次頁に示した財務諸表からは、次の影響を把握することができる。

	IAS 第 32 号	OCI を用いるガンマアプローチ
包括利益 計算書	<ul style="list-style-type: none"> • 公正価値で償還される株式に関する収益及び費用（公正価値の変動）は、純損益に認識される。 • 当期純利益が、20X2 年に減少する。（株価は、20X1 年から 20X3 年にかけて増加している。） 	<ul style="list-style-type: none"> • 公正価値で償還される株式に関する収益及び費用（公正価値の変動）は、OCI で認識される。 • 当期純利益は、20X1 年から 20X3 年にかけて増加する。

（次頁に続く）

22. 貸借対照表は、現行の IAS 第 32 号でも OCI を用いるガンマアプローチでも次のように表示される（関連のある部分のみ）。

貸借対照表	20X1	20X2	20X3
流動負債			
公正価値で償還される株式	6,000	6,390	6,652
	6,000	6,390	6,652
非流動負債			
普通社債	9,000	9,000	9,000
	9,000	9,000	9,000
負債合計	15,000	15,390	15,652
資本			
普通株式	14,000	14,000	14,000
利益剰余金	4,000	4,420	4,845
資本合計	18,000	18,420	18,845

23. 一方、包括利益計算書は、次のように変更される。

<IAS 第 32 号に基づく表示>

包括利益計算書	20X1	20X2	20X3
EBIT	2,500	2,725	2,998
公正価値の変動による利得/(損失)	(120)	(390)	(262)
利息費用	450	450	450
当期純利益	1,930	1,885	2,286
その他の包括利益 (OCI)			
—	—	—	—
包括利益	1,930	1,885	2,286

<OCI を用いるガンマアプローチに基づく表示>

包括利益計算書	20X1	20X2	20X3
EBIT	2,500	2,725	2,998
利息費用	450	450	450
当期純利益	2,050	2,275	2,548
その他の包括利益 (OCI)			
公正価値の変動による利得/(損失)	(120)	(390)	(262)
包括利益	1,930	1,885	2,286

以上